

業務運営細則

(制 定 昭和48年4月1日)

最終変更 2022年3月7日

(制定根拠及び適用限定)

第1条 この細則は、日本公認会計士協会近畿会（以下「当地域会」という。）規約第32条及び第35条によりこれを定める。

2 当地域会の業務は、規約で特に定めるもののほか、この細則の定めるところにより行う。

(地域会役員会招集の期間及び方法)

第2条 地域会役員会を招集するには、会日より7日前までにその日時、場所及び議案を記載した書面により、通知しなければならない。ただし、会長において特に急を要すると認めるときは、その期間を短縮し、又は書面によらない方法で通知することができる。

(地域会役員会の場所)

第3条 地域会役員会の場所は、当地域会事務局とする。ただし、会長において特に必要を認めるときは、他の適当な場所を地域会役員会の場所とすることができる。

(通知外議決)

第4条 地域会役員会において会長が特に緊急を要するときは、定足数を満たした出席者の3分の2以上の同意を得てあらかじめ通知した議案以外の事項を審議することができる。

(協議事項)

第5条 地域会役員会の議事のうち、直ちに審議又は報告の対象とならないが、地域会役員会であらかじめ協議、相談することが適当と認められる事項を協議事項として附議することができる。

(正副会長会の構成及び附議事項)

第6条 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。なお、会長が必要と認めた者を出席させることができる。

2 正副会長会の議長は、会長が当たる。

3 正副会長会は、次の事項を協議する。

(1) 地域会役員会に提出すべき議案

(2) 規程等において正副会長会の協議を要するものとされている事項

(3) その他会長が正副会長会において協議する必要を認めた事項

(正副会長会招集の期間及び方法)

第7条 正副会長会を招集するには、会日の3日前までにその日時、場所及び議案を書面に

より、通知しなければならない。ただし、会長において特に急を要すると認めるときは、その期間を短縮し、又は文書によらない方法で通知することができる。

(正副会長会の場所)

第8条 第3条(地域会役員会の場所)の規定を、正副会長会に準用する。

(部及び委員会)

第9条 規約第35条に基づく部は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 厚生部
- (4) 会報部
- (5) 広報部
- (6) 研究・CPE研修部
- (7) 会員業務推進部
- (8) 地区会部

2 規約第35条に基づく委員会は、次のとおりとする。

- (1) 監査会計委員会
- (2) 非営利会計委員会
- (3) 社会保障委員会
- (4) 公会計委員会
- (5) 国際委員会
- (6) 税制・税務委員会
- (7) 経営委員会
- (8) ダイバーシティ推進委員会
- (9) IT委員会
- (10) 中堅・若手会計士委員会
- (11) 組織内会計士委員会

3 会長は、臨時の当地域会の業務を処理するため、地域会役員会の議を経て、期間を定めて特別委員会を置くことができる。

4 前項の特別委員会は定めた期限を待たず、会長は地域会役員会の議を経て廃止することができる。

(部の構成)

第10条 部は部長1人、副部長1人以上及び部員若干人をもって構成する。

2 部長は、地域会役員会の議を経て当地域会幹事のうちから会長が委嘱する。

3 副部長は、地域会役員会の議を経て当地域会の会員のうちから会長が委嘱する。

ただし、副部長のうち最低1人は、当地域会の幹事であることを要する。

4 部員は、部長の推薦により、当地域会の会員及び準会員のうちから会長が委嘱する。

(部の会議)

第11条 部の会議は部長が招集し、その議長となる。

- 2 部長は、その部に属する重要な事項は、部の会議に付さなければならない。ただし、議案が簡単なものについては、書面により構成員の賛否を求めて処理することができる。
- 3 緊急を要するときは、部長は、前条第3項ただし書の副部長の同意を得て事案を専断することができる。この場合、次回の部の会議で、その事実及び処理を報告しなければならない。
- 4 議決は、出席した構成員の過半数をもって決する。この場合、議長は、自己の議決権を行使するほか、可否同数のときこれを決することができる。
- 5 議事について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。ただし、意見を述べることができる。
- 6 議案については、議事の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した構成員2人がこれに署名して保存しなければならない。
- 7 部長は、会議の結果を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(委員会及び特別委員会に対する準用)

第12条 前2条の規定は、委員会及び特別委員会に準用する。ただし、特別委員会の委員長及び副委員長は、当地域会の幹事であることを要しない。

(専門委員会)

第13条 部及び委員会並びに特別委員会は、地域会の業務を執行するため必要があるときは、専門委員会を設けることができる。

- 2 前項の専門委員会を設けたときは、その構成及び構成員を会長に報告するものとする。

(内規)

第14条 部及び委員会は、必要があるときは内規を定めることができる。

- 2 前項の内規を定めたときは、その写しを総務部長に送付するものとする。

(合同協議会)

第15条 部及び委員会相互間に関連する事案については、合同協議会を開催して円滑なる業務の遂行を図らねばならない。

- 2 合同協議会の議長は、構成員の互選による。
- 3 合同協議会で意見の調整ができないときは、会長がこれを決する。

(部の分掌)

第16条 部の分掌を次のとおり定める。

(1) 総務部

- ア 地域会総会及び地域会役員会に関する事項
- イ 近畿財務局等官公署、日本公認会計士協会、同中日本五会及び各部・委員会と

の連絡に関する事項

- ウ 会員名簿の調製等、会員（準会員を含む。以下同じ。）に関する事項
 - エ 地域会の業務制度及び諸規程の調査研究及び立案に関する事項
 - オ 諸規程の統一解釈の表明に関する事項
 - カ 会員の規律保持及び職業倫理の昂揚に関する事項
 - キ 事務局に関する事項
 - ク 事業継続に関する事項
 - ケ 前各号のほか、他の部・委員会に属さない事項
- (2) 経理部
- ア 予算及び決算に関する事項
 - イ 金銭及び物品の出納並びに財産の管理に関する事項
 - ウ 会費の徴収及び諸経費の支払等、収支に関する事項
 - エ 前各号のほか、経理に関する一切の事項
- (3) 厚生部
- ア 会員の福利厚生及び親睦に関する事項
 - イ 会員等の慶弔に関する事項
 - ウ 無料職業紹介所の運営に関する事項
- (4) 会報部
- ア 近畿C.P.A.ニュースの編集及び発行に関する事項
 - イ 過年度出版物及び報告書等の管理及び電子化に関する事項
- (5) 広報部
- ア 公認会計士制度及び当地域会の業務に係る広報活動に関する事項
 - イ 企業会計、監査、税法及び経営コンサルティングに係る外部向け研修会の企画及び開催に関する事項
 - ウ 会計基礎教育の推進に関する事項
- (6) 研究・CPE研修部
- ア 研究大会の開催及び運営等に関する事項
 - イ 継続的専門研修制度に関する企画・立案及び運営管理に関する事項
 - ウ 日本公認会計士協会が行う研修会等の協力に関する事項
 - エ 当地域会主催の研修会等の調整及び協力に関する事項
 - オ 実務補習に係る事項を含む資格取得前教育に関する事項
- (7) 会員業務推進部
- ア 会員の業務及び事務所運営に関する研究調査及び助言に関する事項
 - イ 会員業務についての相談、研修及び推薦に関する事項（ただし、所轄部・委員会のあるものは除く。）
 - ウ 公認会計士業務の充実強化に関する事項

- (8) 地区会部
 - ア 地区会間の連絡調整に関する事項
 - イ 地区会活動の支援に関する事項
 - ウ 補習所同期会活動の支援に関する事項

(委員会の分掌)

第17条 委員会の分掌を次のとおり定める。

- (1) 監査会計委員会
 - ア 企業会計に係る理論及びその具体的適用の調査研究に関する事項
 - イ 業種別会計に関する事項
 - ウ 金融商品取引法監査、会社法監査等の実施に関する事項
 - エ 監査基準、監査手続及び監査報告に係る理論及びその具体的適用の調査研究に関する事項
 - オ 非財務情報の開示及び保証業務に関する調査研究に関する事項
- (2) 非営利会計委員会
 - ア 公益法人の会計及び監査の調査研究に関する事項
 - イ 特定非営利活動法人の会計及び監査の調査研究に関する事項
 - ウ 学校法人の会計及び監査の調査研究に関する事項
 - エ その他の非営利組織の会計及び監査の調査研究に関する事項
- (3) 社会保障委員会
 - ア 社会福祉法人の会計及び監査の調査研究に関する事項
 - イ 医療法人の会計及び監査の調査研究に関する事項
- (4) 公会計委員会
 - ア 公企業等（地方公共団体、地方公営企業、地方独立行政法人等）の会計及び監査の調査研究に関する事項
- (5) 国際委員会
 - ア 海外会計事情の調査研究に関する事項
 - イ 諸外国の会計士団体との交流及び広報等に関する事項
 - ウ 前号のほか、国際的活動に関する事項
- (6) 税制・税務委員会
 - ア 税法実務の調査研究及び研修に関する事項
 - イ 国内及び海外の税制に係る調査研究及び研修に関する事項
 - ウ 税務業務部会との連絡調整に関する事項
- (7) 経営委員会
 - ア 経営管理手法及び経営コンサルティング業務に係る調査研究に関する事項
 - イ 会社法等に係る法務及び会計の調査研究に関する事項
 - ウ 中小会社に係る関係諸団体等との交流に関する事項

- エ SDGs及びESG対応に関する調査研究に関する事項
- オ IPO及びスタートアップ企業支援に関する調査研究に関する事項
- (8) ダイバーシティ推進委員会
 - ア 多様な価値観を有する会員の活躍推進に資する施策の調査研究及び情報提供に関する事項
 - イ 女性会計士の活躍推進に資する施策の調査研究及び研修に関する事項
- (9) IT委員会
 - ア 情報システムの監査、会計、管理に係る理論及び実務の調査研究に関する事項
 - イ 会員のITに関する知識、技能の向上に関する事項
 - ウ 事務局のITシステムに関する事項
- (10) 中堅・若手会計士委員会
 - ア 中堅・若手会計士を中心とした研究活動及び交流活動の企画運営に関する事項
 - イ 準会員会の運営に対する支援に関する事項
- (11) 組織内会計士委員会
 - ア 組織内会計士のネットワーク化と支援に関する事項
 - イ 組織内会計士に関する調査研究及び研修に関する事項

(構成員の任期)

第18条 部及び委員会の構成員の任期は、特別委員会を除き、地域会役員の任期と同一とする。

附 則

この規定は、昭和48年4月1日から実施する。

第1次 改正附則

この改正規程は、昭和50年7月26日から実施する。

第2次 改正附則

この改正規程は、昭和56年9月1日から実施する。

第3次 改正附則

この改正規程は、平成元年6月13日から実施する。

第4次 改正附則

この改正規程は、平成2年6月5日から実施する。

第5次 改正附則

この改正規程は、平成4年4月1日から実施する。

第6次 改正附則

この改正規程は、平成7年4月1日から実施する。

第7次 改正附則

この改正規程は、平成7年7月13日から実施する。

第8次 改正附則

この改正規程は、平成10年4月1日から実施する。

第9次 改正附則

この改正規程は、平成11年4月1日から実施する。

第10次 改正附則

この改正規程は、平成12年4月1日から実施する。

第11次 改正附則

この改正規程は、平成13年7月12日から実施する。

第12次 改正附則

この改正規程は、平成14年4月1日から実施する。

第13次 改正附則

この改正規程は、平成15年4月1日から実施する。

第14次 改正附則

この改正規程は、平成17年4月1日から実施する。

第15次 改正附則

この改正細則は、平成19年4月1日から実施する。

第16次 改正附則

この改正細則は、平成20年4月1日から実施する。

第17次 改正附則

この改正細則は、平成21年7月24日から実施する。

第18次 改正附則

この改正細則は、平成21年12月18日から実施する。

第19次 改正附則

この改正細則は、平成22年4月1日から実施する。

第20次 改正附則

この改正細則は、平成22年6月21日から実施する。

第21次 改正附則

この改正細則は、平成25年4月1日から実施する。

第22次 改正附則

この改正細則は、平成26年1月23日から施行する。

第23次 改正附則

この改正細則は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（平成31年3月7改正）

この改正細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（2020年6月26日改正）

この改正規定は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月24日改正）

この改正規定は、2021年6月25日から施行する。

附 則（2021年3月7日改正）

この改正規定は、2022年4月1日から施行する。